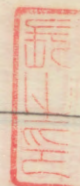


あります。しかしながら警視庁といたしましては、現在都内に四カ所
あるそうで、三多摩二十六市には立川市に相談所がございます。そ
の内容を確認したわけでございますが、現在指導員が二名いるそう
で、ただ単に事務屋というのではなく、やはり専門の児童心理と
か、そういうベテランの先生でないと相談がむずかしいという事で、福
生市といたしまして、福生市の環境とか犯罪の状況等を考えまし
て、ぜひ福生市にも少年相談所を設けていただきたいということを
申し上げているんですが、警視庁といたしまして、そういたしま
すと二十六市全体を対象にするというふうに動かなければならな
いということが第一点でございます。それから専門の先生がなかなか
確保できないということがありまして、快適な返事をいただいております。
福生市の特性等を考えまして、ぜひ福生市と警視庁の本
庁にもお話ししてみたい、一応考えようとおきましよう、その場
合、福生市に設ける場合には、福生市民の御要望とか、議会の議
員の御意見とか、市の姿勢とかについての説得にかかっていると悪い



ますので、今後も検討いたしまして前向きに、でき得ますならば積極
的にできるよう努力していきたいと思っております。



なお、それ以外にも市独自でできます問題といたしまして、福祉の問
題、社会教育の問題、学校教育の問題、そういう面において各所管
で精いっぱい努力はしておりますけれども、ただ青少年問題協議会
の問題が関係しておりますけれども、それもやはり総合的に今後検
討いたしまして、やはり青少年の非行というものが福生市の実態、
日本の実態であるということであるならば、やはりそういうふうな方面を
市町村なり、家庭なり、学校なりが努力する必要があるのではないか
と思います。そういうものを今後地方自治体として福生市がどういふ
うに総合的に進めるかということ役所の職員が全力をあげて検討を
して、各所管をトータルいたしまして進めていきたいと思いますので
よろしく願います。そして現在の段階では、各専門の福祉
関係の指導員とか社会教育の職員、体育の先生方、それから学校
の相談所の先生方、そういうふうな方の御協力をいただいてやっていき

いと思つておりますのでよろしくお願いいたします。

○企画財政課長（上野重勝君） 第三点の業者の指名の方法について市長の答弁の補足として答弁をいたします。

福生市が実際に行なつております指名の方法といたしましては、毎年度の当初において入札参加を希望する業者から登録をしていただき、この登録をA・B・C・Dの四ランクに分けまして、資本金額、職員数、納税額、経年数等指数によつて表わしまして、その指数によつてAが五十点以上、Bの場合四十点以上、Cの場合には二十五点以上、Dの場合二十五点以下というふうな点数を定めまして、この点数の多いものほど大きな額の工事請負ができるという資格を設けております。たとえば、土木工事の場合、六十点以上ですと二千万円以上、四十点以上ですと五百万円以上、二十五点以下だと二百万円以下というふうなランク分けをいたしております。このランク分けに依じて指名をいたしております。ただこれには特例がございまして、特に工事発注の事業所が近い場所、いわゆる市内の業者とかあるいはまた前回の工事と関連

する場合はそれぞれ一ランク上とか、また一ランク下の場合であっても指名を受けることができるようになっております。

以上の中から選定をいたしました業者の中から工事の規模によりまして、四社から八社を指名して入札を行なつていくのが現状でございます。

○環境保全課長（八木房雄君） 市長の答弁の補足をいたします。

休日診療の内容と計画、場所でございますが、場所につきましては先般の全員協議会でもお話し申し上げましたとおり、第二庁舎の一階で実施いたします。契約の内容でございますが、福生市と福生医師会との間で七月から昭和五十一年三月三十一日まで実施していただくというところでございますが、その後は新たに契約することになります。その内容につきましては、都が東京都医師会と契約しております休日診療について実施していただくということでございます。

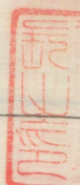
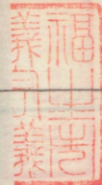
なお、病院についてはたゞい回しにしない、福生市の患者は必ずベットを確保していただき入院させるといふ契約内容でございます。医師会

には料金の未納等があった場合は、福生市が全額負担するという契約でございます。

○三番（原田生也君）　ただいま市長、担当課長から答弁がございましたが、非常にむずかしい問題ばかりということで、さらに私から突っ込んで質問いたします。

非行少年の増加の問題でございますが、先ほども申し上げましたが、一年間に二百件以上ふえていると、この問題に対し、確かに専門的な問題がございますが、福生市独自でも、現在福祉社会館の部屋も空いているであろうし、また体育館等を利用して、その中で相談室等を設置し、専門の指導員を何名か雇って、この非行少年の防止に対応する計画があるかどうか。確かにむずかしい問題かもしれないが、たゞむずかしい問題ということだけで片づけられても、これはすでに今年に入ってから何件も発生しております。この点についても市独自でもって専門員を雇ってやる気があるかどうか御答弁を求めます。

それから市長は第一回定例会において答弁されておりますが、警視



庁の立川の少年センター、これは大野議員さんの御質問に対して答弁されておりますが、遅くない時期に福生にも出張していただけるであろう——こういう答弁がございました。先ほどでは非常にむずかしいと言っておりますが、三月定例会ではある程度の見通しがあったようですが、その点の進捗状況をお願いいたします。

次に救急病院の件について、これは福生病院でも十分利用させていただいているということで事情はわかりましたが、できるだけ早い時期に増設をしていただくよう善処願いたいと思います。

休日診療につきましては七月から実施されるということで非常にいい結果だと思っておりますが、ただ休日診療を実施するのに当然予算が必要だと思いますが、この予算の件についてはどういうところから財源を捻出するのか答弁をいただきたいと思います。

また、夜間診療は、ただいまの説明では午前九時半から午後五時までであるが、その後の夜間診療を将来やる計画があるかどうか御質問いたします。

次に工事請負の問題ですが、昨年度の例で御説明願いたいと思います。百万円以上の工事契約で地元業者と他市町村の業者との比較を数字でもってお知らせ願いたいと思います。金額の問題もあると思います。件数でけっこうでございます。工事金額は非常に大きくなるので地元業者では消化しきれないため、やむを得ず大手業者に発注する場合があると思います。この特別に地元業者の育成の見地から工事を請負った業者の下請けまたはジョイント、ベンチャーによるあせんをする用意があるかどうか御答弁をお願いいたします。

次に四十九年七月の工事の件に関して若干説明を願いたいと思います。ただいま課長から説明がありました市の業者の育成の見地から、ほとんど指名業者の範囲に入れているという答弁がございましたが、四十九年七月二十日に契約した金額に関しては、これはクーラー及び空気清浄機の設置工事でございます。三小から六小まで、中学校は一中から三中まで、このとき市の予算が六百二十六万円、落札金額が六百二十五万円、この指名メンバーは市の業者が一名であとは全部他市の業者で

ございます。この点について私はあまりにも市予算と落札金額の差金が一万円と近すぎると思うのですが、この点について明確な御答弁をお願いいたします。

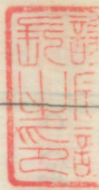
○教育委員会社会教育課長（小野光朗君）　それでは最初の少年センターの件について御答弁を申し上げます。

先ほどお申し上げましたように、立川の少年センターに再三お願いしているのですけれども、なかなか現在の二名のうち一名を大学の方に派遣している。十月ごろに度々、つきまじたら再検討しましょうということもあるにはありますので、再度煮詰めまして、福生の地域というものを考えまして積極的に誘致について動いてみたいと思います。市独自の相談ということもございますけれども、現在、市組織の中では福祉の問題と、それから先ほど申し上げましたとおり、福祉とか教育とかさまざまに形で重なっておりますので、これの一本の相談所というものはなかなかむずかしいような面があるのではないかという気がいたします。そして現在市民相談というものもございますので、そういうものが充実されまし

て、そこで受け付けまして、それを各専門の福祉関係、補導関係、それから児童相談、学校の社会教育関係の教育相談とか、そういう面に振り向けるといふ制度なる検討できるような気がいたします。いずれにいたしまして、そういうことがあるいは専門の職員を置いて福生市独力でやった場合、たとえば福生市で設置した場合に市民が全部利用するかということについて、立川の少年センターの場合は何か疑問のようなことを言っております。というのは、三多摩に置いた場合に、あらゆる市町村からこれにほうが相談しやすいという市民もいるそうでございます。そういう面もありますので、さまざまな問題を検討しまして、市民相談の中で検討していくかあるいは福祉とか教育とか警察の関係を含めました市独自の相談かいいのか、そうした点をもう少し検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境保全課長（八木房雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

休日診療の予算の関係でございますが、これにつきましては、当初、昭和五十年年度予算に助成金として七十五万円を計上しておりますが、い



ずれにいたしましたも、この関係におきましては医師会と折衝をいたしましたので、いつ開設できるか非常に暗い見通しでございましたが、おかげさまで先ほど説明がありましたように、ここに至って実施できる段階になったわけでございます。

総体的な予算といたしましては四百二十万円が必要となりますが、その内容につきましては助成金が二百三十六万円、これについては診療所の看護婦二名分と事務員分で、病院におきましても同じわけでございますが、これは一診療に対し一ペアーということでございます。診療所と一組になったりあります。それに第二庁舎の一階を診療所として保健所から許可をいただくには改修工事を行わなければならぬわけでございまして、水道工事、排水工事、間仕切り工事というもので約十三万四千元、備品類、医療器械材等を含めて百五十二万五千元、その他雑費が五万円等でございます。特にこの中には入っておりませんが、そのほか扶助費が必要になってくると思います。と申しますのは、当日は休日診療にまいりましたお金がないという方もおられますし、偽名を使ってくる者もいるそうでございます。そういう場合についてはやはり市が負担し



なければならぬという契約でございますので、そういう予算も計上していきなさいと思っております。とりあえず必要最少限度で計算しましたところ、四百二十万の中百六十万円ぐらいが現在休日診療をするのに必要でございますので、これにつきましては予備費から流用させていただきます。休日診療が実施できるようにやらせていただきますと思っております。なお、残りにつきましては九月の定例会に補正予算としてお願いする予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから夜間診療の件でございますが、これも市民の皆さまも心配されていることと存じますが、休日診療については実施まで五年間の歳月がかかったわけでございます。医師会との話し合いもございまして、幸いにしてこれができたと、今後この夜間診療についても話し合っておりますので、この問題については病院等も救急病院に指定されておりますので、病院とも折衝いたしまして、できるだけ早く契約いたしまして市民の皆さんが安心して生活ができるよう努力していきたいと思っております。

の企恵財政課長（上野重勝君）　ただいまの第三点目の御質問でございます

が、百万円以上の地元業者と他市町村の業者の比較ということでございますが、百万円以下についてもございしますが、入札による契約、いわゆる入札した分ですが、地元業者が四十四件、その他の関係者は三十三件、合計七十七件、随竟契約が三十万円以下だと思えますが、地元業者が百七十三件、その他の業者が九十二件、合計二百六十五件となっております。

それから大手業者との関係でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。一応私どもはいたしましては一括して落札した業者にお願ひしておりますので、直接それ以下のものについて介入することは適当でないと思っておりますので、積極的にはその方向にはできないと思っております。

それから四十九年七月二十日のクローラー、清浄機の入札の件でございますが、くわしい事情は聞いておりませんが、まず落札金額が予定金額と差がなかったということでございますが、これはしばしばあるところでございまして、入札金が普通の工事入札におきましても予定価格ととんびしやりということもございまして、たまたまこのときに一万円しか差がなかった

ということであろうと思います。これは機械が主となったものでございますので、工事契約といたしましてはそう差がなかったのではなからうかと考えております。その関係で地元業者が一名しかいなくてほかの業者が入っていないというところでございますが、指名にあたりましては、従来の経過からみまして順に全部が入れに参加できるようにやっておりますので、たまたまこのときに市の業者が一件ではほかの業者が入、たということでございます。

○三番（原田生也君）　ただいま担当課長からたまたま機械のもので金額が合ったものというところでございますが、私の資料によると、機械に限らず工事にも非常にそういうことが多いいわけですので、その点非常に不明朗ではないかと思えます。

私はこの質問事項の中で要望事項といたしまして申し上げますが、青少年の問題については、次代をになう青少年の健全かつ育成をはかるために、早急に市独自の対策を立てていただきたいことを要望いたします。

次に医療の問題でございますが、非常に理事者側の配慮により

まして休日診療ができるようになりまして、これは非常にいいことだと思えます。市民の生命を守るために一日も早く実施されるよう要望いたします。

次に工事請負契約でございますが、市長が答弁で明確に、しかも公正な入札制度をとっておられるというところでございますが、資料によりますとあまり明確でないところもござります。今後数多く発注される工事契約について市内の業者を優先させ、十分配慮をもって中小企業の育成にあられることを要望いたします。私的一般質問いたします。

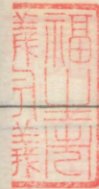
○議長（貫井喜代次君）　次に十七番 米吉君

（十七番 米吉君登壇）

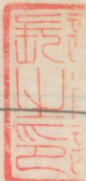
○十七番（米吉君）　御指名をいただきまして昭和五十年第二回定例会にあたり、会議規則第八十六条に基づいて、先に通告いたしました財政状況その他について一般質問を行ないますので、市長その他関係課長から明確なる答弁をお願いいたします。

まず財政状況についてでございますが、御承知のとおり一昨年来の石油危機以来、わが国経済はそれまでの高度成長経済政策の破綻を招きまし

て、一転して狂乱物価、インフレの不況時代を迎え、このため政府自体におきましても、四十九年度予算においては多額の財政欠陥を生じて、その穴埋めとして酒、たばこや郵便料金の大幅値上げをみるのみ、これを強行してさらに国民生活を圧迫しようとしていることは周知のとおりであります。このような政府の経済政策の誤りによりまして、各地方自治体は財政的な硬直化を招き、予想以上の厳しい事態に直面しているのが現状でございます。本年三月十一日、当市議会第一回定例会におきまして、石川市長は一般会計予算案等の提案に先立ちまして、昭和五十年度の施政方針を述べられました。その冒頭におきまして、国が総需要抑制策を堅持し、都が新規事業を認めない方針を打ち出したため、市の財政は公共事業補助金の減額、起債わくの減少が予想される反面、行政需要は止まるところを知らず、まさに今年は今市にとっても試練の年であると述べて、当市の財政危機を訴えました。この認識の上に立ちまして、私は当面の財政状況につき、以下各項目について御質問いたします。



最初に、四十九年度の財政状況の現況について質問いたします。



御承知のように、四十九年度一般会計予算は四十三億二千二十五万一千円です。スタートいたしましたものでございますが、その後六次の補正を経て予算現額六十六億八千二十五万四千円となって今年度予算を上回る規模となっております。このうち五十年三月三十一日現在の収入清額は、地方自治法第二百四十三条の規定によるところの財政事情の公表に関する条例によつて、市から公表されまして、この資料によりまして、収入清額は四十三億六千二百四十七万円で収入率は六五・三％でございます。特に国庫支出金におきましては、予算現額三十億四千四百五十万八千円に對しまして、収入清額は十四億四千二十八万一千円で、その収入率は半分にも満たない四七・三％にとどまっております。また、都支出金におきましては三億八千三万円で二億四千五百六十六万六千円で、これまた収入率六四・六％であります。さらに市債におきましては三億四千三百四十万円が、より未収になっております。もちろんこれは三月三十一日以降四月、五月の未納整理期間内に収入になつていないものと思つていただけます。その現況に

ついで説明をいただきたいと思ひます。

次に第二点といたしまして、五十年年度の収入財源確保についてお伺ひいたします。

五十年年度の当初予算は、御承知のとおり六十三億四千四百八十五万六千円でございますが、このうち約四〇％にあたる三九、八％が国庫支出金に依存してあります。そこでこの国庫支出金につきましては、先に指摘いたしましたように、四十九年度においてこの国庫支出金の年度内の収入は四七、三％で半分にも至っておりません。で、半分以上は出納整理期間内にずれ込んでいろのが現状でございます。本年度の国庫支出金は二十五億二千三百十二万七千円と予想されております。このうち半分は横田基地排水路整備計画の事業関係費でございますが、そのほかは御承知のとおり、今年度の石川市長の施政方針に示されましたように、市民会館の新築事業費や加美地区における学習等供用施設、それに先ほども問題になりました玉川上水公園、それから熊川地区の多摩河原屋外運動場、それから原ヶ谷戸におけるところの児

童公園建設費等のいわゆる石川市政の目玉商品の主要財源でもあるわけです。また、今年度における主要建設事業におけるところの都支出金

も四千八百五十七万一千円が見込まれておりますが、都の六月補正予算の原案を見ましても影響はかなり厳しいものが予想されるわけでありす。

したがいまして、

市長が今年度の施政方針で示されている各種事業の遂行につきましても、現況におきましてはかなり厳しいものが予想される

わけでございますので、国、都の支出金の財源確保の見通しについて率直な説明をお願いいたします。これが第二点でございます。

次に第三点といたしまして超過負担の問題についてお伺ひ申し上げます。一定の各種事業や行政につきましては定率の補助率によりまして国から負担金や補助金が支出されておりますが、その補助金の基礎となるところの基本補助率が、国の一方的な算出基準によるために、たとえば学校の工事におきまして一千万円の実質的な市の負担が行なわれても、国はその基本額を八百万円しか認めないというような場合、その差額が市の負担となつておりますことは御承知のとおりでございます。この

ような超過負担額は、全国市長会の調べによりまして四十八年度だけで一千億円をこえ、これが地方財政悪化の大きな原因の一つとなっております。特に五十年度は財源の約四〇％を国庫支出金に頼るといふ自己財源の乏しい当市にありまして、この超過負担の問題をこのままにして、いたずらに国からの補助があるからといってこれに依存して行政を行なうことは、ますます超過負担を増大させ、財政圧迫をもたらすものと考えますので、この際、この問題を徹底的に見直す必要があると感じるものでございます。よって四十八年度における国の補助対象となった事業について市が実際に支払いましたところの支出額と、国が算定した基本補助額及び補助率と、市の超過負担額に関する資料の提出をお願いするとともに説明を求めたいと思っております。

また、この第三点の質問に関連いたしまして、さらに国からの委託業務についてもお伺い申し上げます。

現在、この庁舎内におきましては各種の業務が行なわれているわけでございますが、その中におきましては本来国の責任において国が

独自に行なわなければならないものもあるはずだと思います。これも言うなれば超過負担の一つでございします。しかしこの超過額の算出は非常に業務の内容が入り乱れておりまして、数字的な算出は困難であるということは十分理解できますので、その業務の内容と専任、兼任の区分によるところの当該業務関係の件数を明らかにしていただきたいと思います。

第四点として、人件費の問題について質問いたします。

去る三月八日、自治省はいわゆるラスパイラス指数なるものを発表し、さらに五月十六日、自治次官通達をもちまして自治体職員の賃金に対する労働条件の引き下げに関するところの不当な介入を行なっておりますことは御承知のとおりであります。この次官通達は、地方財政の危機は人件費の増等がその元凶であるとし、このような考え方の上に立っているわけでございますが、この自治省の指導方針について、当市長はどのような見解を持っておられるか率直に御答弁をお願いいたします次第でございます。